

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第12号

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「高速鉄道部担当部長」を「高速鉄道部長」に改める。

第1図中「高速鉄道部担当部長」を「高速鉄道部長」に改める。

第2図中「高速鉄道部担当部長」を「高速鉄道部長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)